

「三次市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に関するご意見とそれに対する三次市の考え方

令和8年4月30日

部署名：福祉保健部健康推進課

「三次市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について、令和8年2月13日から3月4日まで三次市のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、3通（延べ3件）のご意見いただきました。

お寄せいただいたご意見と、それらに対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
1	インフルエンザワクチンのmRNA化への懸念、安全性・副反応に関する情報開示の徹底及び接種の任意性と種類の選択権の確保を求めます。	ワクチンの種類や安全性は国の審査を経て決定されますが、本計画第3章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」におきまして、リスクコミュニケーションの推進を定めております。 接種は、ご本人の意思に基づき接種されるものであり、強制ではありません。国からの情報を踏まえて、有効性だけでなく副反応等のリスクについても、市民の皆様が適切に判断できるよう、丁寧な情報提供に努めてまいります。
2	根拠のない行動制限や、効果が不明瞭なワクチンの安易な推進はやめてもらいたい。	本計画の第2章「基本的な考え方」におきまして、行動制限等の対策は、人権への配慮や市民生活・経済への影響を総合的に勘案し、国・県の対処方針に基づき決定することとしております。 また、ワクチンにつきましても、国が示す科学的知見に基づき、第3章「ワクチン」の項目に沿って、市民の皆様への適切な情報提供と、安全かつ円滑な接種体制の整備に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
3	偏った専門家の意見だけでなく広く調べて案を出すべきであり、行動制限や面会制限は人権侵害につながると考えます。また、ワクチンの危険性や超過死亡の増加を懸念し、本計画案は必要ないと思います。	本計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定が必要であり、複数の学識経験者からの意見を踏まえて作成しております。第1章「目指す姿」等において人権の尊重を掲げており、行動制限や面会制限等は、感染状況や市民生活への影響を考慮し、必要最小限となるよう慎重に判断します。ワクチン等の安全性についても、国の動向を注視し、正確な情報提供に努めてまいります。

<連絡先>

部署名：三次市福祉保健部健康推進課

住所：三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6232

ファックス：0824-62-6382

電子メール：kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp